

## 新型コロナウイルス感染時の相互応援について（サービス継続支援事業）

### ●派遣職員の選定

派遣人数：状況により変更せざる得ない場合を除き、各施設から1名以上の職員を派遣する

派遣対象：新型コロナウイルス高齢者施設相互応援ネットワークに準ずる

- ①健康状態の良好な正規職員
- ②感染症対応の知識がある者（10年以上の経験を有する介護福祉士等）

※派遣元施設の状況により、管理者判断の例外もあり得る

除外対象：①持病がある者

（糖尿病・心不全・呼吸器系疾患・透析を受けている者・免疫抑制薬や抗がん薬等の服用者は重症化しやすいとされている）

- ②妊娠している者
- ②家族に介護・看護の必要な者が同居している者
- ③未就学児の育児を行う者が他にいない者

### ●コロナ対応手当の支給

非感染区域：4,000円

感染区域：8,000円 ※ゾーニングについては保健所及び感染対策支援チームの指導に従う

### ●感染者発生時の対応例

1. サービスレベル（香川県又は市町村、保健所の指示に従う）を決定する
  - ① 食事介助：食堂を閉鎖し、全員居室摂食へ変更する
  - ② 排泄介助：共同トイレを使用している場合、各居室でPトイレを準備し対応する
  - ③ 入浴介助：入浴は中止し、清拭へ変更する
  - ④ 集団活動：レク及びリハビリを中止する
  - ⑤ その他：デイサービスセンターを休止し、ショート新規利用者の受入れ中止
2. サービスレベル決定後、シフト調整のシミュレーションを行い、応援の要否を決定する
  - ① 基本的に併設事業所含めた自施設職員での対応を早急に検討する
  - ② 70歳以上の自施設職員については持病等の有無により勤務に対する相談に応じる
  - ③ シフト調整できない場合は必要人数及び職種を理事長へ報告し、各施設へ応援要請する  
[派遣可能施設：湊荘・リリック・引田荘・サンパール・ライムライト・サンリッチ（真珠の湯）・サン未来・サンライズ・すずかけ・花らんまん]
  - ④ 応援は近隣の施設から順に要請する
  - ⑤ 理事長承認後、派遣を開始
3. 応援職員への対応
  - ① 基本的に応援職員はレッドゾーンを担当しない
  - ② 基本的に夜勤業務は自施設職員で対応する
  - ③ 宿泊を伴う場合、施設で準備する（交流スペースやデイルーム、近隣のホテル等）

※感染が確認された場合、保健所の指導によりゾーニングやシフト調整等が変更される事がある